

公園エリアの整備に関する要求水準

事業者は、以下の条件を満たした公園エリアを整備すること。

1. 目的

募集要項「1. 事業の背景とその目的」及び令和5年4月に、泉大津市高津町3番19号へ開設した泉大津市立児童発達支援センターとの連動性を十分に配慮した提案を求めるものであり、誰もが一緒に遊ぶことのできる安全安心な公園として再整備を行う。

2. 公園整備費

(1) 本事業にかかる費用については、下記基準書等に基づき積算するものとする。

- ・公園緑地工事積算体系【国土交通省】
- ・土木工事等に関する積算基準・設計単価【大阪府都市整備部】

(2) 本事業における公園再整備の想定事業規模は、100,000,000円（消費税込み）（想定設計費7,500,000円を含む）とする。ただし、実際に整備する内容は、協定締結後、予算の範囲内において市と協議により決定するものとする。

3. 整備内容等

(1) 区域と形状

- ① 都市公園戎町公園として、3,734.34㎡以上、確保すること。（上限は、+10%まで）
※測量、分筆、登記費用等は一切は事業者負担とする。
- ② 分割を行わず、1つの区域とすること。
- ③ 位置は、日照を考慮した場所とすること。
- ④ 公道に接していること。
- ⑤ 細長い形状は避けること。

(2) 整備内容

- ① 以下の機能、遊具は整備すること。
 - ・広場機能（ボール遊び、地域祭礼時やイベントとしての利用）
 - ・遊具（誰もが一緒に遊ぶことができるものなど）
 - ・休憩機能（日陰の確保やベンチなど）
 - ・地域住民が管理できる緑化区域

・手洗い場

② 以下の施設は、残置もしくは移設すること。(やむを得ず残置もしくは移設できないものは、市と協議すること。)

- ・水飲み場 1
- ・四阿 1
- ・ベンチ 3 (四阿内を含む)
- ・かまどベンチ 2
- ・照明灯 4
- ・物置 (自治会所有) 2
- ・植栽 (生育状況その他を踏まえ可能なもの)

③ 出入口は複数設け、形状等について、管理上支障とならない形態とすること。

④ 照明灯や散水栓等については公園等にかかる基準等に則って設置すること。

⑤ 公園内に駐車場は設けないこと。

(3) 整備スケジュール

公園の再整備については、地元の利用状況等を踏まえ、できるかぎり公園の閉鎖期間等を設けないなどの調整を行うこと。

(参考) 直近1年間の主な公園使用許可実績 (使用区域は、届出内容)

4月28日(金)～30日(日)	全域	子供向けイベント
7月28日(金)～31日(月)	全域	盆踊り
8月20日(日)	一部	子供向けイベント用駐車場、駐輪場
9月30日(土)～10月5日(土)	全域	秋季祭礼関係詰所、駐車場
10月6日(土)～9日(土)	全域	秋季祭礼関係者用駐車場

(4) その他

- ① 泉大津市都市公園条例その他法令を遵守すること。
- ② 防犯面を考慮すること。
- ③ 周囲から見通しのよい構造とすること。
- ④ 管理用車両が容易に出入でき、作業し得る構造とすること。
- ⑤ 給排水等のインフラ設備については、関係所管部署と協議の上、決定するものとする。
- ⑥ 利活用エリアとの連携が図れる構造とすること。
- ⑦ 公園エリア利用者は、利活用エリアの駐車場を利用できるようにすること。
- ⑧ 住居等と隣接させる場合は、住環境の保全について考慮すること。
- ⑨ 本市既定の公園台帳の作成を行うこと。

4. 市民意見の聴取

現戎町公園の整備に際しても市民意見の聴取を行っており、現在、地域住民による維持管理やイベント利用も行われていることから、今回の再整備にあたって市民意見の聴取を行い、可能な範囲においてこれを反映すること。

5. 成果品

公園整備に関し次のものを提出するものとする。

- ①設計関係書類は、ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドライン【一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会】に基づくもの。
- ②工事竣工書類は、土木請負工事必携（共有仕様書及び附則・施工管理基準書等）【大阪府都市整備部】に基づくもの。

なお、設計及び工事において単価を決定するために見積もり徴取を行う等、単価の決定に伴う根拠資料についても提出すること。